

令和4年12月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和5年1月27日
総務企画課秘書広報係

① 公立幼稚園及び県立特別支援学校の通学バスにおける事故防止対策について
【特別支援教育課・義務教育課】

通学バスへの置き去り事故防止のため、どのような対応を行っているのか。また、事故防止や保護者の不安の解消のためにも、更なる安全対策の強化が必要と考えるが、今後の取組について、教育長に問う。

県立特別支援学校の通学バスについては、従来から、運転士に加え、添乗員を必ず配置することとしていて、添乗員が児童生徒の乗り降りの際に名簿を基に氏名を確認し、学校職員や保護者に確実に児童生徒を引き渡すこととしています。

なお、公立幼稚園については、昨年7月に中間市で起きた送迎バスでの死亡事故を受けて、幼稚園を設置する市町村教育委員会に対し、福祉労働部が策定した安全管理標準指針を参考に安全管理を徹底するよう要請してきたところです。

さらに、今年9月の静岡県での事故を受け、改めて安全管理の徹底について通知を発出するとともに、市町村教育委員会に対し、安全管理の取組状況を確認するための実地調査の実施を要請しているところです。

今後は、子どもの発達段階や障がいの状況に応じて、自らが危険回避できる力を身に付けられるよう、安全を確保する取組の充実を図っていきます。

また、更なる安全対策の強化のため、今回の国の第2次補正予算を活用し、県立特別支援学校及び公立幼稚園の通学バスへの安全装置等の整備を速やかに実施していきます。

② ヘルスキーパー制度の導入について 【特別支援教育課】

ヘルスキーパー制度の導入が県内の企業等に広がることで、県立視覚特別支援学校の職業教育の更なる充実や生徒の就労促進が期待できると考えるが、今後の取組も含め、教育長の見解を問う。

県立視覚特別支援学校においては、この制度が民間企業等で採用されることにより、国家資格の取得を目指す生徒の就職先の拡大とともに、更なる学習意欲の向上につながるものと考えています。

また、実習の場としての活用も可能なことから、鍼やマッサージに関する実践的な就業体験が期待できると考えています。

視覚特別支援学校においては、これまで校内を中心に臨床実習を実施していましたが、今年度からは新たにヘルスキーパーを想定し、県庁ロビーや福岡リーセントホテルなどでの臨床実習を始めたところです。

今後更に、企業や官公庁での臨床実習を拡充し、様々な職種に対応した治療技術の向上を図ることで、職業教育の充実と就労促進に努めていきます。

③ 学校における児童生徒のマスク着用について 【体育スポーツ健康課】

学校では、互いの表情が分かりにくくなるなど、情操教育の面からも、その弊害が指摘されている。子供たちをどのように指導していくべきか、教育長の見解をお聞かせ願う。

マスク着用は、基本的感染対策として引き続き重要ですが、コミュニケーションがとりづらいなどの影響も考えられることから、より注意深く児童生徒の日常の様子を注視していくとともに、活動場所や活動場面に応じてマスクの着脱が行われる必要があると考えます。

このため、授業や部活動、給食の時間、徒歩や自転車での通学时などにおいて、児童生徒がマスクを外すことができる場面を客観的な基準により明示し、小中学校、高等学校、特別支援学校、そして市町村教育委員会等すべての教育関係者が共通認識をもって指導に当たることができるよう、校長会や教員の研修会、さらには会議などで周知徹底を図っていきます。

県教育委員会としては、このような指導を通じて、児童生徒の心身の成長や充実した学校生活の実現を図っていく所存です。

- ① 部活動指導員の活用及び地域移行と働き方改革について【体育スポーツ健康課】
〔部活動指導員及び休日の部活動の地域移行について、教育長は教職員の働き方改革の観点からどのように認識しているのか。〕

部活動指導員の活用及び休日の部活動の地域移行は、専門的な指導機会の確保や子供たちにとって望ましいスポーツ環境の構築とともに、教職員の超過勤務縮減につながるものと認識しています。

- ② 部活動指導員の配置状況及び取組について 【体育スポーツ健康課】
〔県立学校、市町村立学校のそれぞれにおいて、部活動指導員の配置状況や取組は、その後どのように進んだのか。〕

県立学校については、11月現在、昨年同時期と同程度の102校に265名が配置され、大学等と連携して学生を配置するなどの取組も進めています。

また、市町村立中学校については、11月現在、23市町村に134名が配置され、昨年同時期より増加していますが、今後も、人材確保方策の事例や配置による効果等について情報提供を行っていきます。

- ③ 部活動指導員と教職員の役割分担について 【体育スポーツ健康課】
〔部活動指導員については、大会や試合の引率、指導計画の作成など職務は多岐にわたるが、多くの現場では、それらを今も教員が受け持っている実態があると聞いている。必要な役割分担について、県教育委員会としても適切な指導を改めて行っていただきたいと思うがいかがか。〕

平成29年の学校教育法施行規則の改正により、部活動指導員が部活動の顧問となることや単独で実技指導、大会・練習試合の引率等を行うことが可能となっています。

このため、県立学校については、競技の特性や部活動指導員の実績等を考慮し、できる限り業務を委ねるよう指導するとともに、市町村に対し、県立学校における実践例を周知していきます。

④ 県立学校における部活動指導員の増員及び市町村教育委員会への支援について

【体育スポーツ健康課】

〔 県立学校においてはどのように増員していくつもりか、公立中学校においては、市町村教育委員会をどのように支援していくのか。 〕

県立学校については、部活動指導員の配置を始めた平成30年度から段階的に人数を拡充し、国が目安とした1校あたり3名の配置が現在可能となっていますが、学校規模や専門的指導者の不足などにより、部活動指導員の増員が必要な学校があることも認識しています。

このため、各学校のニーズを的確に把握し、望ましい配置の在り方を検討していきます。

市町村立中学校については、未配置の市町村もあることから、今後も、引き続き、スポーツリーダーバンクの充実や大学などとの連携などにより、市町村における部活動指導員の活用を促進していきます。

⑤ 休日の部活動の段階的な地域移行に向けた、県教育委員会の取組について

【体育スポーツ健康課】

〔 休日の部活動の段階的な地域移行について、市町村が円滑に地域移行を進めることができるようにするため、県教育委員会は、どのように取り組んでいるのか、また今後どう取り組んでいくのか。 〕

県教育委員会では、今年度、学識経験者や市町村教育委員会、スポーツ関係団体等の代表者によって構成する「福岡県運動部活動改革協議会」を設置し、県としての方向性を検討するとともに、年2回の部活動改革セミナーを開催し、関係者に対して情報提供に努めています。

今後、国が改訂する部活動に関するガイドラインを踏まえ、市町村における円滑な地域移行を支援していきます。

⑥ 指導者確保に向けた県教育委員会の支援について 【体育スポーツ健康課】

〔 都市圏でない地域において、地域に移行された場合の指導者確保に向けて、県教育委員会はどのような支援を行う予定か。 〕

県内の地域によっては競技経験や資格を有する専門的な指導者の確保が難しい状況があると聞いています。

このため、指導者の確保が難しい市町村においては、その郡市の体育・スポーツ協会や各競技団体などと連携した指導者の発掘やICTを活用した遠隔指導等の指導体制の整備が必要であると考えています。

県教育委員会では、こうした点を踏まえ、今後、知事部局や関係団体と連携し、まずは、指導者確保や指導体制などについて助言できる人材を市町村へ派遣するなど、地域移行に向けた体制整備を支援していきたいと考えています。

① 学校における避難所運営への協力について 【高校教育課】

〔 学校が避難所になった場合の運営協力について、あらかじめ、学校としても準備を進めておくことが重要と考える。この点について教育長の見解を求める。 〕

大規模災害発生時の学校において、教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全を確保し、学校教育活動の早期再開に向けての取り組むことですが、自校に避難所が開設された場合、施設管理の観点から避難所運営の補完的な役割を担うことも想定されます。

このため、学校においては、あらかじめ市町村の防災担当部局の要請に基づき、避難者の誘導や備蓄品等の管理など教職員が協力できる内容を整理しておくとともに、教職員の危機管理意識の醸成について、引き続き指導していきます。

② 学校司書の役割について 【義務教育課】

〔 子どもたちの読書を促すためには、学校図書館の充実が欠かせない。学校図書館を充実させるために専門的・技術的職務に従事する学校司書の果たす役割についてどのように認識しているのか、教育長の見解を問う。 〕

学校図書館は、子どもたちが本に親しむ最も身近な場所であり、読書を通して、情報を得たり、学習を深めたりする機能を有しています。

学校司書は、司書教諭等と共に、児童生徒が進んで学校図書館を訪れたいような環境づくりや、児童生徒や教員の学習情報ニーズへの対応、授業に役立つ資料の整備などを通して、こうした学校図書館の機能を向上させる役割を担っているものと認識しています。

③ 学校司書の配置の促進について 【義務教育課】

〔 学校司書の配置が進むよう、どのように取り組んでいるのかを問う。 〕

国において策定された、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」には、学校図書館法にて学校司書の配置が努力義務とされていることを踏まえ、学校司書の配置の推進を図ることが示されています。

これに基づき、市町村に対して地方財政措置が講じられており、県教育委員会においても毎年これを周知しているところです。

また、県教育センターの研修において、学校司書との連携による充実した図書館活動の事例を紹介しており、これらの取組を通して、学校司書の配置促進に努めていきます。

○ 緑友会 吉武 邦彦 議員

12月9日

- ① 「玄海の家」の利用促進のための取組について 【社会教育課】
〔 コロナ禍からの回復に向けて、利用者数を増やすためにどのように取り組んでいくのか、教育長に聞く。 〕

施設の利用に当たっては、これまで、原則10人以上の団体で宿泊を伴うことを条件としていたが、コロナ禍でも利用できるよう昨年度からこれを緩和し、少人数や日帰りの利用を可能としたところです。

今後さらに、家族単位での野外キャンプ、流木や貝殻を使ったクラフト活動など、少人数利用に対応した活動プログラムを充実させていきます。

また、従来のホームページやチラシの配布などによる広報活動に加え、新たにYouTubeやInstagramを開設し、SNSを活用した情報発信も始めたところです。

今後は、施設の職員を学校や地域に派遣し、テントの立て方や火おこしなどの野外活動を幅広く体験してもらうことで、「玄海の家」の活動内容に対する理解を深め、更なる利用促進を図っていきたいと考えています。

- ② 「玄海の家」の今後について 【社会教育課】
〔 「玄海の家」は、子ども達の健全な育成を図るためにも、今後も存続させるべき施設であると思うが、施設の今後についてどのように考えているのか、教育長に聞く。 〕

「玄海の家」では、その立地を活かし、海洋カヌーや地引網体験など、通常では経験できない様々な体験活動を子ども達に提供しています。

また、宗像市等と連携し、海の環境問題や世界遺産等について学ぶ「むなかたSDGs教室」を実施しているところです。

体験活動は人づくりの原点であり、こうした様々な活動を通して、コミュニケーション能力や自立心、チャレンジ精神など、予測困難なこれからの時代に求められる力が育まれるものと考えています。

特に、少子化やデジタル化等が進む状況にあっては、リアルな体験活動の重要性が一層増しています。

「玄海の家」については、今後ともこうした必要とされる自然体験活動の拠点として、たくさん子ども達に質の高い活動プログラムを提供していきます。

- ① 「命の大切さ」を育む取組について 【義務教育課】
- 子どもたちに「命の大切さ」や「自他を尊重する心」を育成するための取組について問う。特に「命の大切さ」を育むには小学校における体験活動を伴った教育が必要ではないか。

命は身近にあるものの、その存在を確かめることは難しく、「生きていること」の素晴らしさを感じることもまた難しいものです。

だからこそ、学校教育を通して、今一度、教師と児童生徒が一緒に考え、自他の命の存在を見つめ、その素晴らしさを感じながら命の尊さについての自覚を深めていくことが大切であると考えます。

県教育委員会では、ワンヘルス推進行動計画に基づく事業の一つとして、小学校において、「学校動物飼育のための支援事業」を実施しており、学校が獣医師に直接相談できる体制を整え、日常的に動物と触れ合うことにより「命を大切にする心」の育成を支援しているところです。

今後とも、このような体験を伴った学習を、学校の教育活動全体を通じて進めていきます。

- ② コミュニティ・スクールの推進方策について 【義務教育課・高校教育課】
- 今後、本県におけるコミュニティ・スクールの推進にどのように取り組むのか。

小・中学校については、全市町村での導入を目指し、県教育委員会において、未導入の市町村や学校の担当者を対象とした、コミュニティ・スクールの仕組みや導入の意義についての研修会を実施しているところです。

コミュニティ・スクールを導入した市町村等の割合は、毎年着実に増加し、本年5月現在で84.8%となっており、今後も全県的な浸透を促していきます。

県立高校については、小・中学校ほど地域との関係が密接ではなく、これまでコミュニティ・スクールの導入はありませんでしたが、学校と地域との連携・協働のための体制づくりに向けた支援を行ったことで、本年度中に4校に導入することとしています。

今後、この4校における成果を全校に周知をし、県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進に取り組んでいきます。

③ コミュニティ・スクールとワンヘルス教育の関係について

【**高校教育課**・義務教育課】

地域資源を活用した多様な学びの場の提供を含め、コミュニティ・スクールには大きなメリットがあり、本県が進めるワンヘルス教育の更なる充実にも資する。コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の推進において、ワンヘルス教育をどのように取り入れていくか、教育長の見解を伺う。

コミュニティ・スクールの活発化により、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの成長を支える活動の充実を図ることができると考えています。

その中で、環境問題を考えるフィールドワークや、動物との触れ合いを通じた学習活動など、地域の資源を活用しながら多様な教育活動を展開できるため、ワンヘルス教育の充実にも資するものと認識しています。

県教育委員会としては、こうしたワンヘルスを推進する活動など、多様な教育活動を充実させるコミュニティ・スクールを積極的に推進していきます。

① 学校における日本の伝統文化に関する具体的な活動について

【高校教育課・義務教育課】

〔 本県の学校現場では、日本の伝統文化に対して具体的にどのような活動に取り組んでいるのか、教育長に伺う。 〕

小・中学校においては、総合的な学習の時間や社会科等で、我が国や地域の伝統文化について学んでいます。

例えば、小郡市においては、伝統文化として代表的な茶道・華道について、小学校6年生や中学校1年生を対象に、専門家を講師に招いて、実演や体験を通じた学習が実施されています。

また、県立高校においては、伝統文化を扱う学校設定科目を開設している複数の例があり、例えば福島高校においては、八女茶の美味しい淹れ方と飲み方を実践的に学ぶ「八女茶探求」の科目を設けたり、「生活教養」という科目を設けて、華道の心・生け花の基本の学習を取り入れています。

② 伝統文化を体験しながら学ぶ意義について

【高校教育課・義務教育課】

〔 伝統文化を単に観て知るだけでなく、実際に体験することで、より奥深さを感じることができると思うが、伝統文化を体験しながら学ぶ意義について教育長の見解を伺う。 〕

子どもたちが、茶道や華道を含む伝統文化を学ぶことは、これを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、人間の生き方の基本ともいわれる礼儀を学びながら人格を磨き、国際社会に生きる日本人としての誇りと自覚を育むといった意義があると認識しています。

とりわけ、体験を通じて伝統文化の奥深さに感動したり驚いたりしながら学ぶことによって、より理解が深まり、伝統文化を尊重し、継承・発展させる態度が育まれるなどの教育効果が高まるということが期待されます。

③ 子どもたちが伝統文化を体験する機会の充実について

【高校教育課・義務教育課】

〔 子どもたちが伝統文化を体験する機会の充実に向けて、今後どのように取り組むのか教育長に伺う。 〕

小・中学校においては、文化関係団体と協力し専門家のアドバイスを得ながら、体験を通じて茶道・華道などの伝統文化について学ぶことの意義や効果、各学校における取組の好事例をまとめ、市町村へ周知・普及し、取組を促していきます。

県立高校においては、教員では指導が難しい茶道・華道において専門的な技術指導力を備えた講師を学校に招聘し、生徒が体験を通じて学ぶ機会を設けており、今後とも伝統文化を学ぶ機会の充実に取り組んでいきます。

① 「世界を感じる」体験活動について

【義務教育課】

〔 子どもたちが小学生のうちから「世界を感じる」ような体験活動を行うことの意義についての認識と取組について問う。 〕

外国人との交流体験は、文化の多様性を実感するとともに、その比較を通して自国の文化のよさを再認識したり、外国語でのコミュニケーションの楽しさを体験し、外国語学習の意欲を高めたりするなどの効果があります。

また、外国人との自然な関係性を築いたり、将来の自分の進路を世界に向けたりすることにつながると考えています。

このため、県教育委員会では、小学校5・6年生を対象に、世界の各国のスポーツや食文化をテーマに、外国人の先生と交流をしたり、日本の特徴を英語で外国人に伝えたりする「イングリッシュ・チャレンジ」を実施しています。

また、民間の英語体験施設を利用した学習やオンラインによる英会話など、小学生の体験型英語学習について、市町村への支援を実施しているところです。

② 本県の義務教育段階における英語力について

【義務教育課】

〔 本県の義務教育段階における英語力について、これまでの取組と現状を問う。 〕

これまで、県教育委員会では、英検I B Aテストの受検と、その分析に基づいた授業改善や、「中学生英語スピーチコンテスト」の実施、英語教育重点支援市町村へのイングリッシュサポーターの配置などの支援を実施してきました。

これらの取組や日々の授業改善を通して、子どもたちの英語力は向上し、昨年度の国の英語教育実施状況調査では、英検3級程度以上の英語力を有する本県中学校3年生の割合は53.6%であり、3回連続で全国平均を上回っているところです。

③ 自国の歴史や文化に係る学習について

【義務教育課】

〔 義務教育を通して、自国の歴史や文化についてどのように学んでいるのか。 〕

異文化を理解し、国際感覚を身に付けるためには、我が国の歴史や文化に関する教育を通して、まずは日本人としてのアイデンティティを培っていくことが重要です。

学校教育では、社会科を中心に、先人の業績について学んだり、現在日本人が親しんでいる建築様式や能楽などの芸能が、どのように現代に受け継がれているのかについて学んだりしています。

広くグローバル社会で活躍する人財を育成するため、民間等と連携した国際交流の機会の充実とともに、児童生徒が我が国の歴史に対する愛情や、文化を尊重する態度を身に付ける教育に取り組んでいきます。

① 本県における不登校対策について

【義務教育課】

〔 不登校児童生徒の数が増加しているが、本県における不登校対策について問う。 〕

県教育委員会では、これまで、学校を中心として、①不登校の未然防止、早期発見・早期対応、継続した支援の取組、②スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置、③信頼関係のある教員によるマンツーマン方式による支援などの対策に取り組んできました。

その上で、不登校児童生徒への支援を一層充実させるために、昨年12月に「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定しました。

これに基づき、学校、家庭、地域はもちろん、教育支援センターや民間施設等が連携して取組を進めることで、個々の児童生徒に応じた多様で適切な学びができるよう支援していきます。

② 情報モラルの育成について

【義務教育課】

〔 情報モラルの育成にどのように取り組んでいるのかを問う。 〕

児童生徒にとって、ICT機器やインターネットは身近な存在になっていますが、一方で様々なトラブルやリスクが伴います。このため、人権感覚を養い、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルを育成することが大変重要です。

そのため、学校では、例えばメールを使用する際の心構えや、インターネット上での適切な情報発信などについて、教育活動全体を通じて情報モラルの育成に取り組んでいます。

また、県教育委員会では、各学校における情報モラル教育の着実な実施のため、情報モラル教育を担当する教員に対し、研修会を実施しています。

③ 教員の勤務時間管理について

【教職員課】

〔 県立学校での勤務時間管理システム導入による成果及び市町村立学校でのICカード等による勤務時間管理の状況を問う。併せて、仕事の持ち帰りにより正確な勤務実態が把握できない等の課題解決に向けて県はどのように取り組むのか、教育長の見解を問う。 〕

県立学校では、勤務時間管理システムを導入して勤務時間を適正に把握し、教職員の意識改革や業務の効率化等を進めたことにより、昨年度、超過勤務が月80時間を超えた者は月平均で392人となり、令和元年度と比較し約4割減少するなど改善が図られています。

一方、市町村立学校では、53市町村でICカード等による勤務時間の把握がされており、残る7市町村に対しては、同様の客観的な方法による計測に移行するよう促しています。

また、県立学校では自宅等に業務の持ち帰りは行わないことを原則としていて、啓発リーフレットを全職員に配布し、周知徹底を図っています。

市町村においても、業務は学校内で行うことを基本としつつ、校外での業務を含めた超過勤務全体の把握とその縮減を図るよう働きかけを行っています。

④ 小学校における「教科担任制」の導入状況について 【教職員課】

〔 本県の「教科担任制」の導入状況はどうなっているか。制度導入の効果は上がっているか。 〕

国においては、小学校高学年における教科担任制の推進のため、今年度から4年程度をかけて、全国で3千8百人の専科指導教員の定数改善を予定しています。

本県では、現在、国の加配定数も活用し、約8割の小学校で地域や学校の実情に応じた専科指導の取組が行われ、専門性の高い教科指導により、教育の質の向上が図られるとともに、教員の負担軽減にもつながっています。

今後とも、小学校における専科指導の充実のため、国に対して必要な定数要望を行うとともに、市町村教育委員会の意見も聞きながら、その効果的な配置に努めていきます。

⑤ 小中学校における再任用職員の配置について 【教職員課】

〔 再任用教員のうち、担任を受け持つケースは本県小中学校でどれくらいあるのか。また、再任用教員の適材適所の配置が行われるための本県の取組について教育長に問う。 〕

今年度、小学校で再任用されている教員369人のうち約6割の221人、中学校では295人のうち約3割の94人が学級担任をしています。

再任用職員の配置については、教育の質を維持しつつ、職員の勤労意欲の向上を図り、その知識経験が活用できるよう、本人の希望や経歴等を総合的に勘案し、市町村教育委員会や学校長の意見を踏まえ決定しています。

今後とも、再任用職員の適切な配置を進めるとともに、高齢期の職員が安心して働ける職場環境の整備に努めていきます。

⑥ 校内での若年教員育成の取組について 【義務教育課】

〔 校内での若手教員育成が大変重要であると考えているが、どのように取り組んでいるのかを問う。 〕

県教育委員会では、実践的指導力や使命感等を養うことを目的として、採用から3年間の若年教員研修を実施しています。

特に、採用1年目においては、年間を通して系統的、組織的な研修が行えるように、初任者の指導・助言に当たる指導教員を中心に校内指導体制を整えています。

また、学校現場においては、ベテラン教員と若年教員を同じ学年に配置したり、ベテラン教員の中から担当者を決めて、日常的な業務の中で若年教員の仕事の悩みに寄り添い支援するなどの取組を行っています。今後も、これからの本県の学校教育を担う若年教員の育成に取り組んでいきます。

① 地元就職への認識等について

【高校教育課】

県内の公立高校を卒業して就職する場合、県内企業への就職率をお教え願う。次に、地元就職についての教育長の認識をお教え願う。また、県教委として、地元就職を進めるためにこれまでどのような取組を行ってきたのかお教え願う。

現状では、県立高校を卒業して就職する生徒のうち、約8割が県内に就職しています。

高校生が就職を希望する企業が地元にあつて、そこで職を得て、地域を支える人材として活躍することは、その地域の振興等につながるものと考えています。

県教育委員会では、生徒が在学中に地元企業を知る機会の充実など、地域産業界等と連携した教育活動を一層推進することで、地域や社会の将来を担う人材育成を図っています。

② 県立高校における地域学の取組の活発化について

【高校教育課】

県立高校における「地域学」の取組をさらに活発化するため、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、具体的な方策をお示し願う。

県立高校では、「社会に開かれた教育課程」を理念とする新学習指導要領に基づき、地域の産業・文化や地域課題の解決を題材とした探究活動、地元企業等と連携したオリジナル商品の開発など、地域の資源を生かした教育活動を展開しています。

今後、表彰制度やコンテストなどを通じて、地域との協働活動を含む生徒の学習活動の成果や優れた学校の取組を評価し、先進的な取組を県下に普及するなど、各学校が切磋琢磨しながら地域の特性を生かした教育活動を充実させ、地域との連携をさらに深められるよう取り組んでいきます。

③ 福岡県「祭り・行事」の悉皆調査について

【文化財保護課】

調査の目的と共に、対象となる「祭り・行事」、進捗状況及び調査の終了時期について問う。

本調査は消滅・変容の危機にある無形の民俗文化財の保護を目的に、発祥が昭和初期よりも前の祭りや伝統的な行事を対象として実施し、1,219件の「祭り・行事」を把握しています。

そのうち、本県の特徴を色濃く表している重要なもの111件について詳細調査を実施しているところであり、現時点では88件が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響で未調査である23件については、来年度末までに終了する予定としています。

④ 「祭り・行事」調査における映像記録について 【文化財保護課】
〔 「祭り・行事」調査における、映像記録の詳細について問う。 〕

映像記録は、中断や消失した祭り・行事を復活させる際の手がかりとなるほか、後継者の育成にもつながるなど、保存・継承していく上で重要であることから、詳細調査では、全件を映像で記録することとしています。

特に、写真では分かりづらい所作や、芸術的な動きのある場面については、動画で記録し、その特徴などを正確に把握・記録しています。

⑤ 無形の民俗文化財の保存・継承に向けた取組について 【文化財保護課】
〔 調査の成果や映像記録を活用していくに当たり、これらをどのような形で県民に公開していくのか、また、無形の民俗文化財の保存・継承に向けて、どのように役立てていくのか問う。さらに、保存・継承に関する補助金制度を、実施団体が把握できるための取組について問う。 〕

調査の成果や映像記録につきましては、アーカイブとして県民が活用できるよう、「祭り・行事」をわかりやすく分類するなどしてホームページ等に掲載していきます。

このことにより、県民に「祭り・行事」の価値を認識してもらい、その保存・継承に向けた機運の醸成を図るとともに、県の調査結果を踏まえ、市町村においても価値が認められたものについて、衰退の恐れが高いものから順次、映像による記録を進めるよう当該市町村に促していきます。

さらに、市町村に対し、実施団体に国の補助金制度等を周知するよう、市町村の文化財担当職員に対する研修会等にて、より一層働きかけることにより、実施団体における保存・継承の取組を支援していきます。

① スクールカウンセラーの設置状況とその効果について

【高校教育課・義務教育課】

〔 本県のスクールカウンセラー設置状況とその効果について教育長に伺う。 〕

本県におけるスクールカウンセラーの配置は、平成7年度に公立中学校3校からスタートして以降、教員だけでは対応が難しい複雑な心の悩みに対応するため配置を拡充し、昨年度は、公立小学校447校、公立中学校200校、県立高等学校95校の全校に配置しています。

スクールカウンセラーの配置により、児童生徒が学校という身近な場所で「心の専門家」に直接悩みを相談できる体制を整え、昨年度は約8万6千件の相談に対応しており、児童生徒の不安・ストレスを和らげることができています。

また、学校としても、個々の児童生徒の心の問題について専門的な見地から早期の状況把握に基づく支援ができるようになるなどの評価を得て、いじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期対応に一定の効果を上げてきたと考えています。

② 子供の相談に関する1人1台端末の活用について 【高校教育課・義務教育課】

〔 本県でもLINEの相談窓口はあるが、必ずしも全ての子供がLINEを使える環境にない。GIGAスクール構想での1人1台端末を有効に活用すべきと考えるが、教育長の見解を伺う。 〕

様々な悩みを持つ生徒が一人で抱え込まず気軽に相談できるよう、教育相談窓口にアクセスしやすくすることが重要であると考えています。

このため、県立学校に配備する1人1台端末については、電話やSNSなどの相談窓口一覧を生徒がいつでも見ることができるよう、画面にアイコンを表示したり、相談のメールを送れるようにするなど、相談窓口の周知や相談機能の充実に活用していきます。

また、市町村教育委員会に対しても、1人1台端末を活用した教育相談体制の好事例を周知していきます。

③ 本県における不登校対策について

【義務教育課】

不登校対策についても学校だけでなく多様な関係者との連携が重要。不登校児童生徒への適切な支援が行われなければ、将来的に孤独・孤立を深め、より深刻な事態に陥ることが危惧される。不登校を生まないための取組を進めることはもちろんだが、不登校対策についての教育長の決意を問う。

県教育委員会では、昨年12月に「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定しました。

これに基づき、全ての児童生徒が安心できる「居場所づくり」や「絆づくり」による、新たな不登校を生まない学校づくりを基盤としつつ、関係機関と連携して、不登校児童生徒の社会的な自立に向け、多様で適切な教育機会の確保に努めています。

さらに、市町村の福祉部局や要保護児童対策地域協議会などとの連携を強化し、児童生徒やその家庭が孤立しないよう、児童生徒一人一人を大切にしたい取組を進めていきます。

① 学校におけるウクライナから避難してきた子どもたちへの支援について

【義務教育課】

〔 学校では、ウクライナから避難してきた子どもたちに対し、どのように支援を行って行くのか。 〕

ウクライナから避難してきた学齢相当の子どもに対しては、本人・保護者の希望に応じて小中学校に受け入れています。

その受入れに当たっては、日本語指導が必要な状況であったため、日本語指導担当教員や学習支援員による指導を行うほか、日常のコミュニケーションがとれるよう、翻訳機能を備えた端末を貸与しています。

また、受入れ自治体では、独自の支援策として、大学生とのオンラインや対面での日本語指導の機会を設けています。

さらに、学校外での日常生活についても、地域の支援団体が日本の習慣等を教えたり、母語が話せる外部人材の協力で、子どもや保護者の心のケアを行うなどの支援も行っています。

つらい経験をして日本に避難する子どもたちが、充実した学校生活を送ることができるよう、今後も取り組んでいきます。

① 学校の視力検査の結果について

【体育スポーツ健康課】

学校保健安全法に基づく視力検査において、全国と比べ、本県の小中学校における「裸眼視力が1.0未満」の児童生徒の割合はどのくらいか。また、「裸眼視力が0.3未満」の児童生徒のうち、眼鏡やコンタクトの矯正をしていない児童生徒の割合はどれくらいか。

国の「学校保健統計調査」によれば、令和3年度の「裸眼視力が1.0未満」の児童生徒の割合は、本県の小学生では、全国より6.3ポイント高い43.2%で、中学生では、全国より0.（コンマ）2ポイント高い60.9%となっています。

また、令和3年度の「裸眼視力が0.（コンマ）3未満」である児童生徒のうち「眼鏡やコンタクトによる矯正をしていない」者の割合は、本県の小学生では、全国より1.2ポイント高い5.7%、中学生では、全国より3.4ポイント高い10.4%となっています。

② 就学援助の助成制度の創設について

【体育スポーツ健康課】

県として、眼鏡を就学援助の対象にした場合の助成制度をつくることについて、教育長の見解を伺う。

就学援助の実施主体は市町村であり、どのような援助が必要であるかは、各市町村で判断されるものと考えています。

県教育委員会としては、市町村が必要な就学援助を行えるよう、引き続き、国に対して財政措置の充実を要望していきます。

③ 部活動の意義と克服すべき問題点について

【体育スポーツ健康課】

部活動の意義、克服すべき問題点について見解を問う。

部活動は、生徒の心身の発達や好ましい人間関係の形成等に資するとともに、授業以外で生徒の個性が発揮できる場となるなどの教育的意義があると考えています。

しかしながら、生徒数の減少や教職員の負担過重等から、従前と同様の体制での運営が難しくなってきていると認識しています。

④ 部活動の地域移行について

【体育スポーツ健康課】

部活動の地域移行に際しては、当事者である子供、教職員、保護者等の意見を十分に聞き、県民的な議論の上で、地域の実情に合わせて進めることが重要と考えるが見解を問う。

部活動の数や種類、生徒数、保護者の思い、教職員の負担感などが、地域によって異なることから、各市町村の実情に応じた地域移行が検討されるべきと考えています。

このため、県教育委員会では、生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者や中学校長、それからPTA等の代表者によって構成する協議会の中で、地域移行に関する県としての方向性を検討しています。

⑤ 持続可能なスポーツ環境の整備について

【体育スポーツ健康課】

持続可能なスポーツ環境の整備について見解を問う。

今後、子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を維持していくためには、地域のスポーツ環境を活かした部活動の地域移行が求められています。

県教育委員会としては、地域の指導者や運営団体の確保、費用負担の在り方など実施主体である市町村が行う条件整備を支援するため、関係部局やスポーツ団体等と連携するとともに、地域移行に向けた予算措置について、引き続き、国へ要望していきます。

再質問 眼鏡等を就学援助の対象にする必要性について

【体育スポーツ健康課】

視力が低いにも関わらず視力を矯正できない子どもに眼鏡等を届けるため、眼鏡等を就学援助の対象とすることが必要であると考えますが、教育長の見解を伺う。

国の補助事業の対象とならない品目であっても、全国には、各市町村が独自にその就学援助の対象としている事例があることは承知しています。

県教育委員会としては、そうした地域の実情を踏まえた就学援助がなされるよう、引き続き、国に対して財政措置の充実を要望していきたいと考えています。

- ① 小中学校の完全給食の実施状況について 【体育スポーツ健康課】
〔 政令市を除く市町村立小中学校の完全給食の実施状況について、教育長に問う。 〕

現在、小学校では全ての市町村において完全給食を実施しています。中学校では、54市町村において実施しています。

県教育委員会では、残る4市町に対して、学校給食の意義等の周知や、すでに実施している事例の情報提供、施設設備に係る国庫補助制度の活用について、助言などを行ってきたところです。

- ② 県内の市町村における負担軽減の取組とその認識について 【体育スポーツ健康課】
〔 福岡県でも学校給食費を一部補助している市町村があると聞いており、格差が生まれつつあると感じている。まず、県内の市町村における無償化の現状について、お伺いします。あわせて、格差が生じることに對して、教育長はどのように認識しているのかお尋ねします。 〕

市町村によっては、小中学生が3人以上いる世帯のうち第3子以降の児童生徒への全額補助をしたり、全児童生徒へ一定金額の補助をしたりするなど、保護者負担軽減の取組が行われています。

これらの取組については、学校給食の実施主体である各市町村が、地域の実情に応じて、保護者に対する支援の必要性やその方法などを判断されるものと認識しています。

- ③ 学校給食の無償化について 【体育スポーツ健康課】
〔 県教育委員会において、学校給食の無償化に向け、何らかの取組を検討すべきと考えるが、吉田教育長の見解をお尋ねする。 〕

学校給食費は、学校給食法において保護者が負担することとなっており、その無償化については、一義的には国が検討するものと考えています。

ただし、経済的理由により負担が厳しい保護者に対しては、生活保護や就学援助制度による支援がなされています。

このため、県教育委員会としては、引き続き、市町村教育委員会に対し就学援助制度の周知徹底を指導するとともに、国の動向や参考となる自治体の取組について、情報提供していきます。

① 市町村に対する学校給食費の財政支援について

【体育スポーツ健康課】

〔 学校給食費の無償化を目指し、軽減措置を行った市町村に対して財政支援を行うべきと考えるが、教育長の見解を伺う。 〕

学校給食費は、学校給食法において保護者が負担することとなっており、その無償化については、一義的には国が検討するものであると考えています。

ただし、経済的理由により負担が厳しい保護者に対しては、生活保護や就学援助制度による支援がなされています。

また、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、給食費の一部補助など保護者負担軽減の取組を行っています。

このため、県教育委員会としては、引き続き、市町村教育委員会に対し就学援助制度の周知徹底を指導するとともに、国の動向や参考となる自治体の取組について、情報提供していきます。